

## 名護市空家等管理活用支援法人指定方針

### 1 趣旨

名護市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する指定を行う際の方針を定める。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。

### 2 市が求める業務内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第24条の業務として市が求める業務は次の各号のとおりとする。

#### (1) 法第24条第1項に基づく業務

- ・ワンストップ相談窓口の設置
- ・各分野の専門家が連携しておこなう情報提供・相談（宅地建物取引士、建築士等弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等）

#### (2) 法第24条第2項に基づく業務

- ・所有者等の委託に基づく空家の状態確認、見回り等業務
- ・空家を活用した事業やそれに伴う管理業務

#### (3) 法第24条第3項に基づく業務

- ・委託に基づく空家等の所有者等の探索

#### (4) 法第24条第4項に基づく業務

- ・空家の抑制と活用拡大につながる取り組みの調査研究

#### (5) 法第24条第5項に基づく業務

- ・所有者等、単身高齢者等を対象とした、空家の管理や活用の重要性を周知する講座イベントの開催

- ・講座開催に伴いイベントへの講師及び相談員の派遣

#### (6) 法第24条第6項に基づく業務

- ・その他空家の管理活用、空家発生の抑制につながる事業の提案
- ・名護市空家等対策の推進に関する連携協定者との業務連携の提案

### 3 要綱第3条第1項9号に規定する市長が別に定める基準は、次のとおりとする。

#### (1) 市内において1年以上、空家等対策に関する業務実績を有すること。業務実績は、法第24条第1項、4項、5項において各10件以上。

#### (2) 法第24条第1項から第6項に定める業務を実施することができる法人であること。

なお、相続、売却、管理、活用等の相談、問題解決に至るまで専門家等（宅地建物取引士、建築士等、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士）の体制が整っていること。

### 4 事前協議

指定の申請に当たっては、必ず事前協議を行うこと。

### 5 支援法人の指定

要綱第3条に規定する指定する支援法人の数及び指定の期間は、次のとおりとする。

#### (1) 指定する支援法人の数：1法人

#### (2) 指定する期間：3年間